

小 学 校 と 寺 子 屋

— 青森県の場合 —

前 野 喜 代 治

(1) は し が き

小学校という名称は、徳川時代から或る地方には存していた。例えば、対馬の厳原藩では貞享2年(1685)に、下県郡宮谷町に建てた学舎を小学校と称していた。尤もこれは武士の子弟の入学する藩学であつて、今日の小学校とはその性格を異にする。明治維新後、最初の小学校の開設をみたのは明治元年(1868)11月設立の沼津兵学校附属小学校である。徳川家達は鳥羽伏見の戦の罪により静岡に封ぜられ、有識の旧幕臣と共に静岡及び沼津を中心として、新しい文化の建設を試みた。その一つとして沼津における学校開設の事業が行われたのである。元年12月8日を以て開校したこの小学校は、同藩の兵学校の附属小学校で、兵学校への予備教育機関である。しかし独立した小学校で、それで完結した教育所でもあった。そこに初等教育を修めたいと希望する一般庶民をも収容し、近代的教科内容をも備えていた点で、正に近代的小学校の第1歩を印したものとってよい。

京都府では、明治元年七月、京都府出仕榎原正直が、従来の五人組仕法を改正して新しい町番組を設け、これを学区として、初等教育機関たる小学校を建設するよう強力に奨励した。そして翌年2月5日、政府の令した「府県施政順序」に基づき、学校建設に着手した。同年5月、まず上京第27番組小学校(現在柳池小学校)が開設され、同年12月までに64の小学校が設けられた。この小学校は、在来の寺子屋の教育を継承しているが、整然たる学区制度に基づく学校で、その実情は明治4年(1871)、京都を訪れた福沢諭吉の「京都学校の記」

に詳しい。彼は其中で京都小学校は新時代の方向にそった近代的小学校であると折紙をつけて賞讃している。

また、東京府では明治3年に府内に6小学校を設けた。この小学校の経費として、現米200石をあて、職員は各教師1人助教1人とし、別に生徒中から優秀生を選抜して句読師と呼び、半ば学びながらそれぞれ生後20人を教えさせた。大阪府でも、学校設立のために、同年(明・3)9月に補助金を願い出で、愛知県では明治4年10月「義校」の制度を制定した。そして翌年(明・5)には近代的内容を持つ「義校学科表」も作製され、「学制」発布当時には県下に428校の義校が設置されていた。

このように各地に新しい小学校が設置されはじめているが、わが青森県においては如何であったか。明治維新以来、青森県の児童はどのような教育を受けていたのか。「学制」頒布以後小学校はどのようにして発達して行ったか。これらに関し、私は近く「明治前半期青森県教育発達史」として公刊する予定である。ここにはその一端として、本県の寺子屋が小学校に移行する状況を概観することにする。

(2) 明治初期の県内状勢概観

明治維新直後の青森県は、明治新政府派と反政府派とに分れ相抗争するという不幸な状態であった。元来、津軽藩は藩祖為信以来、皇室に対する大義に一貫していたし、南部諸藩とても遠く根城南部氏以来純忠の至誠に徹していたのであった。しかるところ、明治元年5月3日の「白石会議」以後、津軽藩は新政府派となり、南部藩は反官的態度を持し、ここに立場を異にした両藩は、同年9月22日、野辺地を中心として不幸な大衝突を見たのである。しかし反官的な奥羽諸藩も漸次降伏し、10月には東北地方も悉く勤王の大義に軌を一にするに至った。従って津軽、南部の両藩の対政府の態度は一致するに至った。が両藩はその立藩の事情から藩民相互間の感情的対立は簡単に解消しないものがある。津軽旧藩主承昭はこれを遺憾とし、遠く盛岡南部氏に、また八戸、七戸の旧藩主に重臣大導寺繁禎等を送って、宿怨和解の親和方策を講じた。また普く

管内に令して「向後は士族は勿論在町寺社門前末々に至るまで（中略）聊も宿怨相挟み隔意ケ間敷儀無之様」と論じ「公私往来商売出入之向総て一体の親睦たるべし」と強く要望している。そしてかって野辺地争乱の際、津軽藩は戦略上馬門の人家を焼亡した事の謝罪の意も含めて、馬門の窮民に物資を供与すべきことを申し込んだ。ところが馬門村肝入川村六次郎は強硬にこれを謝絶し、地方民亦彼を「義人」し「南部民の誇り」としてこれを激賞した。この事からも津軽南部の反目対立が如何に根強いものであったかを推知することができる。

また明治新政府に対する態度において、干戈に訴えての争乱は、一応明治元年中に終わったが、人心必ずしも平穩に帰一無事というわけではない。所謂「世直し騒動」が全国各地に頻発している。殊に榎本武揚等は函館を中心に勢力強大を告げている。流言乱れ飛び、奥羽鎮無総督側においてもその対策に手を焼いている際である。全国諸藩からの蝦夷地征討の大軍が、陸から海から、続々と青森に弘前に結集している。これら官軍に対する措置や物資の徴発が自然に主として津軽領民の上に度重なる。しかも東北地方は近年来凶作つづきである。この年（明・2）は4、5月頃から天候殊に不順で盛夏土用中にも冷氣霖雨の連日であった。八月には早くも霜降り稲作も畑作も皆無作という惨状を呈した。「土民田畑ヲ売り果ハ馬ヲ食ツテ僅ニ余喘ヲ存ス。最モ貧ナル者ハ其ノ愛児ヲ棄ツ。（略）嗚呼真ニ皇國中不最不幸ノ民ト称スルモ亦誣言ニアザルベシ」とは当時の報告書の一節である。

③ 明治以後寺子屋の状況

明治新政府は明治2年2月5日「府県施政順序」を下し、その第十項に「小学校ヲ設クルコト」を示した。次で同年3月23日に「特に東北地方ニ対シ左ノ達書」を令した。

「庠序ノ教不備候テハ政教難被行候ニ付今般諸道府県ニ於テハ小学校被設人民教育ノ道治ク御施行被為在度思召ニ候間東北府県速ニ学校ヲ設ケ御趣旨貫徹候様尽力可致旨被仰出候事」（下略）

右のように新政府、再度にわたって、学校設置を勧奨しているに拘らず、前

節で概観した如く、本県は全般的に政情安定を欠き、民心未だ動揺し、かつ凶作連年の際であったから、子弟の教育に対し、当局が積極的な施策を実施する段階ではなかった。児童教育のことは家庭に一任し、先見の明ある一部の親が、その子弟をささやかな寺子屋に送って、初歩の読み書きを学習せしめることが精一ぱいであったと考えられる。

それなら明治初期、本県では所謂寺子屋がどの程度普及していたであろうか。本県における庶民教育機関としての寺子屋の起源とその発達の様相について、拙著「青森県教育史」下巻に全県各市町村にわたって記述しておいた。次に掲げる第一表は、全県各郡市に存在していた寺子屋（私塾も含む）の総数一覧である。

第1表 青森県内寺子屋数一覧表

郡市	青森	弘前	八戸	東郡	西郡	中郡	南郡	北郡	上北郡	下北郡	三戸郡	計		
区分	(A)(B)													
実数	8	980	238	311	30	837	6317	8620	4037	3218	19	97734	463	215
計	17	82	41	41	45	80	106	77	50	28	111	678		

注(1) 右表(A)欄の数字は、文部省編「日本教育史資料」巻二十二に所載の本県内寺小屋及び私塾の数である。

(2) 同(B)欄の数字は、(A)以外に私の調査によって発見した寺小屋の数を示す。

さて、右の第1表は開業廃業の年次にかかわらず、何時か一応存在していた寺子屋の累計数である。これだけの寺子屋が同時に並び存在していたのではない。まして、この7百に近い庶民教育機関が明治初期に県内に存在していたのであるとは断じて考えてはならない。としたら明治初期に県内に存在していた寺子屋は幾何程であったであろうか。この実数を正確に把握することは、今日のところ極めて困難である。やや事実に近い数字を得るためには、先ず第1表の数字から開業廃業の年次の不明なものを全部除去する。次に慶応3年以前に廃業したものをすべて除く。この2段の操作を経て残った数字が実に慶応三

年末に確実に存在していたと推定される寺子屋数である。第二表はこの操作によって得たものである。

第2表 慶応3年末存在寺子屋数一覧

郡市	青森	弘前	八戸	東郡	西郡	中郡	南郡	北郡	上北郡	下北郡	三戸郡	計					
区分	(A)(B)																
総数	8	980	238	311	30	837	6317	8620	4037	3218	19	97734	463	215			
慶応3年末存在年数	2	4	9	216	210	8	810	1210	39	8	315	7	815	435	10	156	81
	6	11	18	18	18	22	47	18	15	19	45					237	

「文部省資料」中には開業廃業年次の記録のないものが多数ある。私の調査も大部分それが明らかにし得なかった。だからこの種の寺子屋（即ち第二表中に全く算入されていない寺子屋）で事実慶応三年末に存在していたものが少ないと思われるから、真実は第2表の数字よりも遙か上回っていたであろうと推定される。なお、「文部省資料」は郡市によって調査の精粗が異なっている。例えば弘前の如きは八十校も列挙しながら、開業の明記してあるのは僅か九校に過ぎない。これに反し、西郡は全部それが明らかであり、東郡も殆ど記述されている。このことを思う時、第2表の信頼度も決して高いものとは言えまいが、今日では一応この程度より調査の方法もないかと思う。

次に、この慶応三年末に存在していた寺子屋の行方はどうか。これこそ明治の小学校の開設と関連して教育史的に最も興味ある問題である。明治以後でも、極めて僅少（全県で18校）ではあるが、開業した寺子屋もある。それらも含めて、第2表の寺子屋の末路はどうであったか。次の第3表は慶応3年末の寺子屋数を基として、その後の開業廃業を加除計算をして、明治十年までの各年度末の残存状況を一覧にしたものである。謂うならば寺子屋の終焉状況の鳥瞰図と言ってもよい。

第3表 明治以後寺子屋終焉狀況一覽表

市郡	開廢	慶應三年	明治元年	〃二年	〃三年	〃四年	〃五年	〃六年	〃七年	〃八年	〃九年	〃十年
青森	開廢殘	6	1 5	5	2 3	3	1 2	2 0				
弘前	開廢殘	11	1 10	1 9	1 9	1 8	1 3 6	3 3	3 3	2 1	1 0	
八戸	開廢殘	18	1 17	1 17	2 17	2 16	3 13	8 5	2 3	1 2	1 1	1 0
東郡	開廢殘	18	2 16	3 13	13	1 12	12	10 2	1 1	1 0		
西郡	開廢殘	18	18	2 16	16	1 15	1 14	3 11	4 7	5 2	1 1	1 0
中郡	開廢殘	22	3 19	2 17	3 14	3 11	8 3	2 6	4 2	2 2	1 1	1 0
南郡	開廢殘	47	3 4 43	3 3 43	3 3 43	1 3 41	12 29	15 14	4 10	2 8	8	1 7
北郡	開廢殘	18	2 16	3 13	1 12	12	2 10	3 7	2 5	2 3	2 1	1 0
上北郡	開廢殘	15	1 41	3 11	11	1 11	11	10 1	1 0			
下北郡	開廢殘	19	2 17	3 14	1 13	5 8	6 2	1 1	1 0			
三戸郡	開廢殘	45	1 4 42	3 39	7 32	3 29	12 17	13 4	4 0			
全県總括	開廢殘	237	4 21 220	4 27 197	6 20 183	3 20 166	1 43 124	70 54	23 31	13 18	6 12	5 7

右の第三表によって、本県の寺子屋がその跡を絶った順序を見ると、最も早

いのが青森の明治6年である、翌7年廃業し終った郡は上北・下北・三戸の所謂南部地方三郡である。8年には東郡が、9年に弘前が、そして10年に八戸と西郡、それに中郡と北郡がそれぞれ寺子屋を閉じ終った。ただ南郡は明治初年に全県第一の多数(47校)の寺子屋を有し、明治以後も新たに開業するもの計10校にも達している程であって、明治10年末になってもなお七校も残存していたことが判明した。(尤も右の論断は第三表を基とした限りの考察でしかない。)南郡以外でも開業廃業の年次の明らかでない寺子屋で、明治十年以後も依然として継続したものが存在したかも知れない。事実は確かに存在していたことと推定される。ただそれを郡市別に数字的に把握できないばかりである。

(4) 明治初期の寺子屋教育

明治初期の本県の一般状勢はすでに②において述べた通りである。だから近代的な小学校の設置は到底望めず、精々藩政期以来の寺子屋で若干の児童が教育ざれていたに過ぎなかったと考える。そしてその多くの寺子屋では、師匠の教育観も教育内容も、さては教育方法も幕末時のそれと大差はなかったものと推定される。即ち儒教主義的な教育観に立脚して、簡易な「読み書き」が1対1の形式で指導されていたことと思う。そしてその師匠は著しく平民師匠が減退し、食禄を離れた下級士族がその口を糊するため、若干の教養のあるのを奇貨として、ワンルーム・ワンティチャー式の小規模寺子屋を開いていたことと思われる。

しかし、みちのくの最端にも新時代の息吹きが全然波及しない道理はない。その教育観を俄かに改進することは困難であったにせよ、教育方法については次第に新しいものを取り入れた寺子屋も現れるようになる。その実例を挙げよう。

中郡大浦町植田には、安政の頃から見性院(杉本坊)で三上朝廷が寺子屋を開業していた。(明治9年廃業)。ここの寺子には植田部落のみでなく、八幡細越・折笠・宮館の各方面からも来り集まり、従って可成りの規模の寺子屋であったことと考えられる。当時この寺子屋で使用されていた書籍が、相当多量

に、現在同地の津軽中学校に保存されている。その中に「授業伝習気儘必携」「下級七級教伝法」「八級教伝法」「下等小学伝習心得」「主従心得草」等々がある。右の内の「下等小学伝習心得」は東京師範学校発行のものを、三上朝廷が筆写したものと推定される。この書の「始業時の規律」の条に「午前九時就業時の点鐘その時を告ぐれば教師直ちに生徒集合所に到り列伍の笛を吹き、生徒を一行或は二列に整頓せしめ、各々その間隔は一步、両手を腰に当て、談話傍視、押す等の不正を禁じて教室に進行して行く」とある。

このような始業時の規律は寺子屋教育においては決して見られない新しい方式である。スコット (M. M. Scott) (明治四年招かれて来朝、文部省顧問となり、東京師範学校の教官となり、米国の教科書、教具を取り寄せ新しい教育方法を伝えた米人。我が明治初年の教科書が多く米国教科書の翻訳であったのはかかる事情による) による新しい集団教育の規律の一端をこの寺子屋でも実施しようとしたことが窺える。

また「授業伝習気儘必携」にも注目すべきものがある。その巻末に五十音問答の部、授読法、問答の部、書取の部、算術の部、習字の部等がある。「五十音問答の部」に、「ア」一頭、足、油、「イ」一家、板、椅子、「ウ」一牛、兎上衣等々と五十音を頭音とする名詞を例示している。更に「授読の部」には「読ませ方の種類」として「輪読」(同一文字を数名に次々と読ませる方法)「単読」(2, 3字の単語を読ませること)、「篇読」(短い一句を読ませること)の三種を挙げている。

右のような読み方指導法は旧式の寺子屋では、およそ全く採用しなかった方法であろう。すでに個別指導から一斉授業の形態に移行していることが看取できる。これは恐らく明治5年以前のことはあるまいかと考えられるが、ともかく、当時の文化の中心たる弘前の近郊とは言いながら、三上寺子屋においてこのような新式指導法を採用しようとしていた事実は、東奥の地にも進歩的師匠の存在していたことを実証するものと言える。

学習指導面だけでなく、訓育方面においても成文規定を設けたものもあった。明治3年、弘前南川端町に私塾を開業した則田善助の「幼学舎」における

「生徒心得」はその一例である。その全文を左に掲げよう。

1. 校ニ入り席ニ就カントスル時ハ教師ニ敬礼スベシ。
1. 席ニ就キテハ他念ナク教師ノ教ヲ受ケ仮リニモ外見、雑言等為スベカラズ
1. 師匠又ハ其ノ他知りタル人ニ逢ヒタル時ハ礼儀ヲツクスベシ。
1. 便所ニ行キシ時ハ能ク心ヲ用ヒテ便所又ハ衣服ヲ汚サヌ様ニスベシ。
1. 怠情及ビ鬪争ヲ禁ズ。
1. 校中妄リニ走ルコトヲ禁ズ。

以上

右の6ヶ条の生徒心得を「寺子式目」や「躰短歌」等往時の寺子屋の訓育書と比較する時、遙かに近代学校の訓育の色彩が見られる。その用語にも「教師」、「敬礼」、「外見」、「雑言」、「便所」、「校中」など寺子屋では使用しなかった近代学校の用語を使用している。(尤も「師匠」という従来の慣用語も混在してはいる)。「便所」に関する注意などは「寺子式目」にも「躰短歌」にも全然見えない新しい着眼といえよう。

要するに明治初期の寺子屋は、その多くは旧来の教育観、教育内容、教育方法を襲踏していたことと思われるが、中には次第に近代小学校的影響を受け、教育方法も訓育も、「学校的」となりつつある事実を看取することができると思われる。

(5) 「学制」頒布直前後の本県教育状況

明治維新以後、版籍奉還(明2.1)、廃藩置県(明4.7)等政治上の大改革が次々に断行され、4年12月、県庁は弘前より青森に移って以来県の文教政策は如何に進展したか。年次を追ってこれを概観することにする。

先ず、4年2月7日、県は政府に対し次の点に伺いを立て指示を仰いだ。即ち(1)元六県(弘前、黒石、八戸、七戸、斗南、松前)から東京その他先進地へ派遣していた留学生は今後も官費を以て修学を継続させても差支ないか。(2)また新たに官費留学生を差立てても許可されるか。右につき政府は(1)は認め、(2)は当然見合せるよう指令している。

同年12月11日、私立学校の設立を奨励すを告諭を發した。そして青森蓮心寺

英学塾が藩廃置県後閉鎖された後をうけて、葛西音弥が四教塾を開設(明4.9.10)していることや、関場忠武と箕輪醇が協力して田名部に義塾を設けていることを高く評価し、他地方においても、私学を開設するよう勧奨している。だが、前記2塾も間もなく閉鎖し、他には新設を見ることなく明治4年は暮れ去った。

明けて5年1月、県は再び管内支庁(弘前、福山、田名部、七戸、八戸、五戸)の長に対し、私立学校設立の告諭を発した。しかしその反応は現れないままに、同年8月3日「学制」の頒布を見、また同日付けを以て「官費生徒廃止の件」(文部省布達15号)を令し、尋いで10月17日にも「旧藩県立学校廃止」(文部省布達35号)を命じて来た。

これら一連の布達は、旧藩県の経営した諸学校や私立学校を廃止し「学制」に準拠した学校を創設すべきことを命じたものである。そして教育観も教育内容も著しく差等のある従来の学校を廃して、主力を小学校教育の発足に注いだのであった。このことは「学制」頒布に先立ち(明5.6.24)、学校設置の順序を示していることによっても実証できる。即ち①厚クカヲ小学校ニ可用事、②速ニ師表学校ヲ興スヘキ事、③一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムヘキ事(以下七項略)

かくて青森県当局は、一方には弘前漢英学校(藩学稽古館の後身)の廃止をすすめ、他方には「学制」に添う学校の設立計画を政府に開申した。後者からもすこし詳しく述べよう。

明治5年頒布の「学制」では、青森に大学本部を置き大学を設置して第八大学区の教育を総監することになっているが、当分の内は元弘前学校に修理を加えて県学とする予定であること、及び八戸、田名部、福山、青森の四町に小学校を設定し、漸を追って他町村にも小学校を設置する所存であること、その教育を充実するために外人教師の雇入れも考慮している旨をも附言した。

右の計画は実現したか。外人教師雇入れの理想はおろか、右四町に小学校1校の設置さえも実現しなかった。勿論、元弘前学校の県学昇格など全く着手しない。のみならず、大学を青森に設置することを敬遠し、翌6年には大学本部を仙台に設けることに変更されてしまった。以来仙台は東北文教の中心地とな

り、青森は永く文化の中心たるに無縁の地となった。県当局が教育に熟意が乏しかったためか、地域一般にその機運未だ熟していなかったせいも、ともかく本県文教百年の発展のため惜しみても余りある措置であったと考える。

次に前者即ち弘前漢英学校廃止の件、県はさきの政府「布達」の趣旨に添いその財政援助の途を絶ち、廃絶必至の運命に立ち至らせた。これを痛歎する菊池九郎、吉川泰次郎、兼松成言等相謀り、私立東奥義塾としてその命脈の存続を企画した。旧藩主津軽承昭この挙を賛し、5千金をこれが資に供しかつ従来の学校の施設並に諸備品の全部をこの私学に交附すべきことを沙汰した。ここにおいて菊池九郎等は学則を制定し、私学設立の趣旨を附して県当局に申請し11月27日付を以てその設置許可を得、東奥義塾はここに発足することになった。

思えば寛政8年(1796)7月9日、追手門外堂々の新学舎に第1回の入学式を挙行し、華々しく出発した弘前藩学稽古館は、70有6年の光輝ある歴史の幕を閉じたのである。同時にこの廃学の感傷を超えて新たな抱負と大きな使命とを帯びて私立東奥義塾として再出発することになったのである。以来東奥義塾は幾度か棘の難路を打開しつつ、常に進取的、国際的人物の育成と地方殖産興業の隆昌とに偉大な貢献をなし、東奥文化の一大源泉として今日なお塾運愈々隆盛を誇っている。

前述する如く、県は文部省に小学校開設を約した4小学校は明治5年内には1校も実現しなかったが、上北郡七戸小学校が早くも明治5年8月15日に創設された。由来七戸は早くから文化の発達した地、それは士族間においてのみならず、庶民の間にも数多くの寺子屋が並び存していた。明治5年の頃には米田、千葉、中原、槇の各寺子屋が存していたが、「学制」の頒布を聞くや直ちにこれら寺子屋の児童を合せ収容し、旧代官所を仮校舎に充て、ここに新制度に準拠する七戸小学校を創立した。正に「学制」布かれて僅か12日後のことである。さればこそ、昭和29年、文部省は学制頒布80周年記念式典を挙げるや、その盛式において、七戸小学校長秋山友安氏は列席学校長を代表して表彰状を受領する榮譽を荷ったこと誠に故ありと言うべきである。

七戸小学校は創設当時は男生徒のみであった。明治7年、時の第7大区長大芦頭三夫人梅香は女子教育の必要を主張し、女兒の就学を勧誘し、夫人自ら教鞭を執った。女兒就学者漸く多きを見るに当り、梅香夫人の妹きよ子並びに養女かつ子をも教壇に立たしめていた。当時の教科は、読書、作文、習字、算術の外に礼儀作法をも指導し、全校児童数すでに80名に達していたことが同校の沿革史に見える。

(6) 明治六年似後小学校の発達

「学制」に依れば人口13万に対し1中学校を、人口600に対し1小学校を設置する概算であった。明治6年の本県人口は47万3千2百40名であったから、右の基準により本県には4中学校、800小学校を設置すべき理である。もとより当時の事情はこの理想を一挙に実現し得べくもない。だから県は6年3月22日文部省にこの間の事情を開陳した。「当県ハ原野曠漠人煙稀疎ニシテ相距ル多クハ3、4里、実地御規則通りニハ設立相成難ク候」となし、即今の措置としては左記の町村にだけ小学校を設立する予定である旨を述べ、「中学区分及び学区取締人名ハ取調中ニ御座候間不日進達可仕此段御届申候也」というお詫言を以て結んでいる。

右の文部省への開申書で届出た小学校は次の24校である。即ち青森、平内、黒石、木造、十三、五所川原、和徳、白銀、板柳、鱒ヶ沢、深浦（以上津軽地区11校）七戸、野辺地、三本木、田名部、大畑、大間、川内、八戸、五戸、三戸、福岡、一戸、浄法寺（以上南部地区13校）これである。

一方、大政官第46号布達に基づいて管内を行政上10大区72小区に分割し、区長、組頭等行政責任体制を確立した。依って以て「学制」の趣旨を速かに実現せんとしたのである。事実、文部省年報はよればこの年中に22校の小学校が創設されたことになっている。が私の調査では31校が開設されたことが明白になった。

なおこの年(明6)7月、教育上注目すべき二つの事実がある。その一は県が「小学校規則」「下等小学校教科表」及び「小学生徒心得」を制定し公布した

ことである。近代的小学校整備上極めて留意すべき重要な規定である。がこれに関する検討は他の機会に譲る。次に注目すべきは7月28日付の「家塾廃止」の布告である。

「今般御頒行の学則に準じ官立小学校設立開校候に付是迄の家塾一般廃止候条此段小区中の家塾開業の者へ可相違候事」

思えば、県当局は政府の方針に従って小学校の開設を勧奨し、事実主要な町には漸く小学校の創立を見た。しかし他方にはより多くの家塾や寺子屋が存在していたことはすでに⑧において説明した通りである。一般多数の人々はこの寺子屋に対する強い郷愁に似た執着を持ち、旧来の教育内容や方法に信をおきまた師匠に対する偏狭な義理も感じ、更に新教育の趣旨を理解しかねて様々の疑惑や不安を抱き、父兄も子弟も新しい小学校より従来 of 寺子屋に親近感をもってより多く集った。小学校の増設は寺子屋師匠にとっては糊口の途を喪失する重大問題でもある。だから小学校教育に対しその程度の低さや方法の不親切さを指摘したり、その訓育の放漫を嘲笑悪評する師匠もある。このような寺子屋は明治5年末でも124校（第3表参照）以上あって、「学制」の示す教育観とは異なる立場で師匠の独断と恣意で旧式の教育を行っていた。

この事実を直視した県当局は、このまま寺子屋と私塾を放任しておくことは新小学校の普及と発達に妨げとなる、むしろこれを廃止せしめるに如かずと判断し、前掲の通り私塾廃止の布告を断行したのであった。

一方、公立小学校は当局の懸命な勧奨にも拘らず財政的事情及び教師を得難いことなどから急速に普及しない。のみならず一応開設した小学校も教員の問題や維持経営の費用の問題でその実質は必ずしも期待の如く充実しない。而も私塾や寺子屋は厳しい命により不精無精ながら次々と閉鎖した。（第3表参照）。かくして全体としての児童の教育は低調不振という結果が明治7年5月頃には歴然として来た。

ここにおいて県当局は、昨年7月私塾廃止の布告を出したばかりであるのにこの年(明7)の5月12日に私立小学校を勧奨する布令を出すに至った。それによると、昨年私塾廃止を令したのは無届で私塾を経営しているのは廃業すべきで

あるとの意味であった。それなのに一切の私塾を閉業するのだと考えたのは、「以テノ外ノ心得違ニ候」と苦しい強弁をなし、言葉をつづけて「官学校設置有之町村ノ外ニ於テハ学力相応之者ニハ勤メテ家塾ヲ開カシメ（中略）幼稚ノ子弟ヲシテ1日モ空シク消光不致様」と述べ極力家塾再開を奨励した。

この布達に喜び起ち上った者は職のない知識人（主として士族師匠）達であった。彼等は先を競って私立小学校の名の下に続々と開塾の許可を出願した。そし早くも5月末までに許可された私立小学校は、第15中学区（津軽地方）内だけでも33校の多きに達し、その生徒数1117名内（女子89名）に及んだ。私立小学校の開設はその後もつづき、この年の学事年報によれば公立56校に対し私立54校に達したと報告されている。

明治8年の公私小学校の増設の状況はどうであったか、当時の県大参事塩谷良翰の回顧録によれば「明治8年増設の公学25、前を通じて81、私学増設41、前を通じて94」云々と見える。以て私立小学校の発達の様相を知るべきである。

然るところ、明治九年に至って形勢は激変した。即ち公立小学校はこの年一躍135校の新設を見、逆に私立小学校は73校の激減となって22校しか残存しないことを学事年報は告げている。この公立激増、私立激減の顕著な現象は何によるか。思えば明治9年は明治天皇の東北御巡幸が実現した。山田秀典県令の熟意により青森師範学校が創設され、弘前にもその分校が開校された。この機会に県は大小区、小学区数を確定し教育行政機構を確立した。これら明治九年の中期に行われた一連の画期的な事実や施策は、県民をして子弟の教育意欲を盛り立てしめ、私立小学校は続々と公立小学校に転身し、その内容の充実を図ったのであった。稍々近代的小学校の内容を有していた私立小学校こそ公立小学校の母胎となったのである。

この情勢は明治10年にも引き続き行われ、公立小学校は89校の新設を見、この年以前に設置された公立小学校を加えるとすでに300校を5校も上回った。これに反し私立小学校はこの年(明10)13校減少して僅々8校を残すのみとなった。かくて公立本位の小学校体制は絶対的に確定したと見て差支ない。

紙面の制約で、明治10年以後の小学校教育の発達の様相を解明する余裕は全くなくなった。ここに学事年報の所載により明治6年以降同13年までの公私立小学校の変遷を1表に要約して一応この項を終ることにする。

第 四 表 公私立小学校の変遷

公私立 事項 年次	公 立 小 学 校			私 立 小 学 校		
	新 設	前 の 年 と 比 較	累 計	存 在 数	前 の 年 と 比 較	累 計
明 6	22	○ 22	22	(54)	△ 70	54
7	34	○ 12	56	54 (31)	—	54
8	25	△ 9	81	95 (18)	○ 40 △ (13)	95
9	135	△110	216	22 (12)	△ 73 △ (6)	22
10	89	△ 46	305	8 (7)	△ (14) △ (5)	8
11	63	△ 26	368	8	—	8
12	47	△ 16	415	7	—	7
13	30	△ 17	445	9	—	9

注 (一) 前年の新設数と比較して○印は増、△は減を示す。

(二) 私立小学校欄中の括弧は寺小屋存在数—第三表参照。

(7) 若干の考察

以上によって明治初期（自元年至13年）における青森県の初等教育の発達の様相を概観した。ここで観点を公立小学校教育の普及率にしぼって、この県と全国平均とを比較すと第5表の如くなる。第5表は公立小学校児童の就学歩合を比較したものである。ただし、小学校教育の普及率といっても学校数、教員数、児童数等を比較しても無意味であるから、学令児童総数に対する就学児童の比率を比較することが小学校教育の普及程度を最も正確に把握することができると考えられるからである。

この表によって、本県公立小学校教育の普及度が全国平均のそれに比して著しく立ちおけていることが明瞭である。特にその初期においてその感が強い。明治6年7年は言わずもがな、本県において公立小学校躍進の年たる明治9年

第5表 公立小学校の就学歩合一覧

事項 \ 年次	明治6	7	8	9	10	11	12	13
全 国	28.13	32.29	35.38	38.31	39.87	41.26	41.16	41.06
青 森 県	8.03	12.23	14.81	18.60	22.59	26.58	31.12	36.29
青森県に対する 全国の倍数	3.5	2.6	2.4	2.0	1.8	1.6	1.3	1.1

においても就学率は全国平均の半分にも満たず、学令児童の僅か1割8分余が貧弱な内容を有する小学校に学び得たに過ぎない。尤も明治11年以後は全国的には就学率の伸び悩みを見せ、教育令の影響もあって、明治13年はその前年より低下している。これに反し青森県は年々増加の一途を辿り、13年には全国平均に余程接近して来てはいる。

このように公立小学校就学率の低調の原因は何か。(1)地域的僻遠性の故に政府の教育政策の徹底のおくれ、(2)全体的に経済的貧困に基づく教育財政の不如意、(3)特定地域を除き、一般的に文化的基盤の貧弱、(4)旧慣墨守的で改進黨欲の薄い民性、(5)地方事情に無理解な中央官僚による指導施策の下手際、(6)民衆に根ざす地元先達者の不足、(7)気候的地勢的に恵まれていないこと、(8)他の施策面に追われ教育面に手が廻りかねていたこと、その他遠因近因、直接間接、自然的人為的各種多様の要素が結集して教育の後進低調という現実となったことと考えられる。但し児童の教育は当時においては公立小学校のみで行われていたのではない。私立小学校や、旧式ながら、寺子屋や私塾もあって、不十分ながら、それらの教育機関に就て学ぶものは、他の府県よりも多かった。のみならず、公立小学校も文部省学事年報に所載するものより若干上回っていた年もあることが、私の調査で明白となった。左に郡市別に公立小学校が逐年増加の実相を一覧に示すことにしよう。

さて、与えられたスペースは既に超過した。寺子屋と小学校との関連について述べる余裕は全くない。ただ(1)明治6年以前の児童教育はすべて寺子屋と私塾で行われていたこと、(2)明治6、7年代の公立小学校は寺子屋を母胎として発足したこと、(3)8、9年の小学校は、それと共に、私立小学校が公立に転身

第6表 公立小学校郡別増設一覽

年 度	郡 市	青 森	弘 前	八 戸	東 郡	西 郡	中 郡	南 郡	北 郡	上 北 郡	下 北 郡	三 戸 郡	全 県 計
明治5										1			1
6	新	1	1	3	1	5		1	3	3	4	6	28
	計	1	1	3	1	5		1	3	4	4	6	29
7	新		3	1	1	4		16	2	4	6	9	45
	計	1	2	4	2	9		17	5	8	10	15	74
8	新			1	3	4	1		6	7	5	7	34
	計	1	3	5	5	13	1	17	11	15	15	22	108
9	新	2		2	11	22	20	9	8	3	5	29	111
	計	3	3	7	16	35	21	26	19	18	20	51	219
10	新	3	6		21	5	4	12	9	7	8	9	84
	計	6	9	7	37	40	25	38	28	25	28	60	303
11	新				6	2	1	4	6	7	3	9	38
	計	6	9	7	43	42	26	42	34	32	31	69	341
12	新		1		7	3	2	7	5	4	7	2	38
	計	6	10	7	50	45	28	49	39	36	38	71	379
13	新				2	2	1	1	1	1	4	3	19
	計	6	10	7	52	47	29	50	40	41	42	74	398

したこと、(4)10年以後には漸く公立小学校としての内容が整備し始まったこと
等だけを述べておく。詳しくは他日公にし大方の示教を仰ぎたいと考えている。

(昭和35.11.20 総選挙日)

参 考 文 献

(1) について。明治文化史（開国百年記念会文化事業部編）八巻、学制七十年史（文部省）

近代日本教育史（松下丈夫）等々

(2) について。青森県史巻四、巻五、巻六

- (3) について。青森教育史上巻，特に下巻（拙著）
- (4) (5) について。前掲(2)(3)の諸書及び青森市史教育編
東奥義塾再興三十年史（東奥義塾）
- (6) (7) について。前掲(2)(3)の諸書及び青森県総覧（東奥日報社）

特に私の収集した全県各小学校沿革史（六百三十校）によるところ至大である。また，政府関係の法令等の出典は全部「明治以降教育制度発達史第一巻，第二巻」によった。「文部省学事年報」（自明治六年至十三年）を各所で盛んに活用したことは附言するまでもない。